

2019年9月

会員・保護者の皆様へ

株式会社安城スイミングスクール

消費税率法改正に伴う月会費および諸費用等の改定について

拝啓

初秋の候、会員の皆様にはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は当スクールをご愛顧たまわり、誠にありがとうございます。

さて、当スクールでは、来月10月1日に消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、消費税率引き上げ相当分を適正に転嫁させていただくため、月会費及び諸費用ならびに指定用品等を改定させていただきたく、お願い申し上げます。

弊社スタッフ一同、今後も皆様にご満足いただけるスイミングスクールづくりに誠心誠意努力して参りますので、ご賢察の上、何卒ご了承を賜りたく、重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

1. 改定時期 2019年10月1日

※月会費は10月分（9月24日引落日分）より。

※口座引落日の方は、口座への入金額等にご注意願います。

以上